Marunouchi-Chuo Law Office

LIFRE

Legal Information Flash Report from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

今号は「サイバー対処能力強化法」（10月1日施行）の特集です。同法の概要と同法の定める「特別社会基盤事業者」が委託先・取引先企業等に与える影響及び取引の際の留意点をご紹介します。

一．サイバー対処能力強化法の施行

１．法律の目的・機能

令和8年10月、我が国におけるサーバー安全保障を、「被害を受けてから対処する」という受動的な仕組みから、「攻撃の兆候を検知して未然に無害化する」という能動的な仕組み（アクティブ・サイバー・ディフェンス：ＡＣＤ）へ転換することを目的として、サイバー対処能力強化法が施行されました。

２．サイバー対処能力強化法の概要

⑴　官民連携の強化（令和8年10月1日施行）

ア　特定重要電子計算機の届出

特定社会基盤事業者（電気、ガス、鉄道、金融、通信等、国民生活や経済活動に直結する事業を行う事業者）のうち、特定重要電子計算機（サイバー攻撃を受けると特定重要設備の機能が止まったり低下したりするおそれがあるコンピューターとして政令で定められたもの）を使う「特別社会基盤事業者」は、同計算機を導入した日から4か月以内に、製品名や製造者名を事業所管大臣へ届け出なければなりません。

イ　特定侵害事象等の報告

攻撃やその痕跡を認知したときは速やかに第一報を行い、認知した日から30日以内に全項目をそろえた報告書を、事業所管大臣と内閣総理大臣へ提出します。

ウ　義務の範囲

一般企業に直接の届出・報告義務はありません。ただし、特別社会基盤事業者からシステムの構築・保守を受託する事業者は、契約等を通じて対応を求められる可能性があります。**（後述「二.」参照）**

エ　政府による情報提供

政府は、収集・分析した脅威情報や対策に関する情報を事業者へ提供し、官民での情報共有を進めます。

⑵　通信情報の利用（令和9年秋施行予定）

国外が関わる通信の情報を、機械的に自動選別して分析し、攻撃の兆候を早期に把握する仕組みです。通信の秘密への配慮から、サイバー通信情報監理委員会が承認・監督を行います。

⑶　アクセス・無害化措置（令和8年10月1日施行）

国や基幹インフラ等に対する重大なサイバー攻撃について、自衛隊が一定の要件の下で、攻撃に使われている電子計算機にアクセスし、無害化措置を講じることができます。ただし、この権限は国にのみ付与され、民間企業に反撃の権利を認めるものではありません。

例）不正プログラムの消去、攻撃者がサーバにアクセスできないようにする設定変更等。

＊

二．「特別社会基盤事業者」に該当しない事業者の備え

サイバー対処能力強化法により届出・報告義務を直接負うのは、前述の「特別社会基盤事業者」に限られますが、その委託先・取引先企業にも影響が及びます。

１．取引先に影響が及ぶ理由

前述の通り特別社会基盤事業者は、重要なシステムを導入した際の届出（原則として導入から4か月以内）と、サイバー攻撃等を認知した際の報告（速報と、30日以内の詳報）の義務を負います。特別社会基盤事業者が事業に使っていれば、ベンダー等が管理する機器も対象となり得るため、委託先で起きた侵害も報告の対象となり得ます。そのため、特別社会基盤事業者は、委託先の対策状況や連絡体制を把握しようとすることが予想されます。

２．取引先として求められ得ること

具体的には、①納入・保守している機器やソフトウェアの情報提供、②セキュリティ対策の実施状況の説明、③インシデント発生時の迅速な連絡などが考えられます。そのため、まずは自社の取引先（間接的な取引を含みます）に基幹インフラ事業者がいるか確認し、IT資産の棚卸し、対策の記録､連絡体制の整備を準備することが有益です。

３．契約・取引上の留意点

今後、取引先から契約の見直しや報告への協力を求められる場面が増えると考えられます。連絡期限、ログの保存、調査協力の範囲と費用負担は、平時のうちに契約で明確にしておくことが望ましいといえます。一方、政府の解説書は、特別社会基盤事業者が取引先に情報を求める際に、中小受託取引適正化法やフリーランス法に違反しないよう配慮することを求めています。

４．コメント

本法に基づき直接義務を負う事業者は限られますが、取引先企業も「基幹インフラを支える一員」としての対応が求められます。他方で、協力の要請が一方的な負担の押し付けとならないよう、費用負担や責任の範囲は対等な立場で協議することが大切であるといえます。

弁護士友成亮太、弁護士門屋徹

✾✾✾法務トピックス✾✾✾

改正物流効率化法（令和8年11月1日施行）

トラックドライバーの長時間労働の解消と輸送能力の確保を目的として、中継輸送（長距離輸送を複数のドライバーや車両で分担し、中継拠点での運転手交代や貨物の受け渡しを行う仕組み）を推進する制度がスタートします。荷主や倉庫業者等も中継輸送の円滑な実施に協力することが求められると同時に、企業は到着時刻の指定の緩和や運送会社の運行計画に合わせた柔軟な出荷受入体制を構築する必要が求められます。詳細は国土交通省のＨＰをご参照下さい。